お問合せの多いご質問（令和８年 11 月）

この追加問答集は、「電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】、【スキャナ保存関係】、【電子取引関係】（令和８年７月版）」の公表後、ご質問の多かった事項について追加問として整理し、集約したものです。

※　重加算税の加重措置の適用除外は令和９年１月１日以後に法定申告期限が到来する国税から、75 万円の青色申告特別控除は令和９年分以後の所得税から適用されます。

また、記載した法令の規定については、令和９年１月１日以後に適用される法令に基づいております。

（本内容は、次回改訂時の「電子帳簿保存法一問一答」に反映されます。）

Ⅰ【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】

追１　国税関係帳簿の電子計算機処理を記帳代行業者等に委託していますが、記帳代行業者等が使用する会計ソフトと同じ会計ソフトを、各税法に定められた帳簿の保存場所に備え付けている電子計算機（パソコン等）にインストールしていない場合、保存すべき場所において帳簿を備付け・保存していないことになるのでしょうか。…1

追２　記帳代行業者等に委託している場合、 優良な電子帳簿として「75万円の青色申告特別控除」の適用を受けることはできますか。…2

追３　優良な電子帳簿により「75万円の青色申告特別控除」の適用を受ける場合、「過少申告加算税の軽減措置」の要件との違いはありますか。…2

追４　スマートフォンで会計ソフトを使用して記帳している場合、「75万円の青色申告特別控除」を受けるために留意すべき点はありますか。…3

追５　課税期間の中途に優良な電子帳簿の要件を満たす会計ソフトやシステムを導入したとき、「75万円の青色申告特別控除」を受けることはできますか。…3

Ⅱ【電子取引関係】

追１　Peppolインボイスや銀行取引明細等以外の電子取引データは、重加算税の加重措置の適用除外の対象になりますか。…4

追２　Peppolインボイスの受領・発行を行う機会がなかったとき、「75万円の青色申告特別控除」を受けることはできますか。…4

追３　インターネットバンキングとのＡＰＩ連携機能を備えた会計ソフトを利用する場合、「重加算税の加重措置の適用除外」及び「75万円の青色申告特別控除」を受けるには、どういった対応が必要ですか。…５
追４　課税期間の中途に特定電子計算機処理システムを導入したとき、「75万円の青色申告特別控除」を受けることはできますか。…５

【補足説明】

補１　一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問10、【スキャナ保存関係】問12、【電子取引関係】問20、問21…６
補２　一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問13、問20、【スキャナ保存関係】問20、【電子取引関係】問28…７

Ⅰ【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】

追１　国税関係帳簿の電子計算機処理を記帳代行業者等に委託していますが、記帳代行業者等が使用する会計ソフトと同じ会計ソフトを、各税法に定められた帳簿の保存場所に備え付けている電子計算機（パソコン等）にインストールしていない場合、保存すべき場所において帳簿を備付け・保存していないことになるのでしょうか。

【回答】

記帳代行業者等に委託している場合であっても、各税法に定められた帳簿の保存場所において、帳簿の電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することができるときは、当該帳簿の電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱うこととされています。そのため、記帳代行業者等がクラウドサービス等を利用し、保存場所に備え付けられているパソコン等とサーバとが通信回線で接続されている場合のほか、記帳代行業者等が定期的にＰＤＦ、ＣＳＶ及びエクセル等により保存義務者に帳簿等データを還元している場合でも、当該要件を満たせば当該帳簿の電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱います。必ずしも記帳代行業者等が使用する会計ソフトと同じ会計ソフトが、帳簿の保存場所に備え付けられているパソコン等にインストールされている必要はありません。

ただし、その場合であっても、保存義務者は、規則第２条第２項各号の要件を満たして帳簿を保存場所に備え付ける必要があります。

【解説】

各税法に定められた帳簿の保存場所において、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力することができるときは、委託先の記帳代行業者等がクラウドサービスを利用する場合や、サーバを海外に置いている場合であっても、当該帳簿の電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます（【問13】参照）。

なお、整然とした形式及び明瞭な状態とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式をいいます（【通達４－７】参照）。

追２　記帳代行業者等に委託している場合、 優良な電子帳簿として「75万円の青色申告特別控除」の適用を受けることはできますか。

【回答】

記帳代行業者等に委託している場合であっても、優良な電子帳簿の要件を満たしていれば、75万円の青色申告特別控除の適用を受けることができます。

【解説】

記帳代行業者等が定期的にＰＤＦ、ＣＳＶ及びエクセル等により保存義務者に帳簿等データを還元している場合、優良な電子帳簿の各要件を満たしているかの判断に当たっては、ＰＤＦ形式のデータで「整然とした形式及び明瞭な状態」や「訂正削除履歴が確認できる」といった要件を満たし、ＣＳＶ形式のデータで「検索機能があること」といった要件を満たすというように、形式の異なるデータを組み合わせて各要件を満たしていれば問題ないものと考えます。全ての要件を１つのファイルで満たす必要はありません。

なお、課税期間中に記帳せず当該期間終了後にまとめて記帳することを委託する方法は、書面であるか電子帳簿であるかにかかわらず認められておりませんので、このような場合には要件を満たしているとはいえません（【問20】参照）。

追３　優良な電子帳簿により「75万円の青色申告特別控除」の適用を受ける場合、「過少申告加算税の軽減措置」の要件との違いはありますか。

【回答】

大きな要件の違いはありませんが、「75万円の青色申告特別控除」の適用を受けるためには、「過少申告加算税の軽減措置」の適用を受けるための要件に加え、「65万円の青色申告特別控除」の要件でもある「貸借対照表と損益計算書等を確定申告書へ添付した上で、e-Taxにより期限内に電子申告を行うこと」が必要です。

また、「過少申告加算税の軽減措置」の適用に当たっては、仕訳帳及び総勘定元帳に加え、その他必要な帳簿（自身が作成する帳簿のうち、下記の具体例に該当するもの）も優良な電子帳簿として保存が必要ですが、「75万円の青色申告特別控除」の適用に当たり優良な電子帳簿保存が求められるのは「総勘定元帳」及び「仕訳帳」のみであるといった違いがあります。

（「その他必要な帳簿」の具体例）

売上帳、仕入帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、受取手形記入帳、支払手形記入帳、貸付帳、借入帳、未決済項 目に係る帳簿、固定資産台帳、繰延資産台帳、賃金台帳（所得税のみ）、有価証券受払い簿（法人税のみ）

【解説】

「75万円の青色申告特別控除」は、仕訳帳と総勘定元帳のみ優良な電子帳簿として保存すれば、適用を受けることができます。しかし、「過少申告加算税の軽減措置」の適用を踏まえると、その他の補助簿も含め「優良な電子帳簿」による保存が望ましいと考えます。

追４　スマートフォンで会計ソフトを使用して記帳している場合、「75万円の青色申告特別控除」を受けるために留意すべき点はありますか。

【回答】

スマートフォンとサーバとが通信回線で接続されているなどにより、各税法に定められている保存場所（納税者の事業所等の所在地等）において、電磁的記録をスマートフォンの画面及び書面に整然とした形式及び明瞭な状態（書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式）で速やかに出力（画面表示）することができるときは、その他の保存要件を満たせば、電子帳簿保存が可能です。その上で、75万円の青色申告特別控除の適用を受けるためには、優良な電子帳簿保存の要件（訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること等の要件）を満たしている必要がありますので、ご注意ください。

追５　課税期間の中途に優良な電子帳簿の要件を満たす会計ソフトやシステムを導入したとき、「75万円の青色申告特別控除」を受けることはできますか。

【回答】

課税期間の中途に優良な電子帳簿の要件を満たす会計ソフトやシステムを導入したとしても、その課税期間においては「75万円の青色申告特別控除」を受けることはできません。

【解説】

租税特別措置法施行規則第９条の６第３項において、「その年における…帳簿書類につき、最初の記録段階から一貫して…、当該帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存…（当該備付け及び当該保存が電子帳簿保存法施行規則第５条第４項に規定する要件を満たすものに限る。）をしなければならない。」とされていることから、「75万円の青色申告特別控除」の適用を受けるには課税期間の初日から優良な電子帳簿保存の要件を満たして当該帳簿の備付け及び保存が行われている必要があります。課税期間の中途に優良な電子帳簿の要件を満たす会計ソフトやシステムを導入した場合は、当該要件を満たすことができませんので、その課税期間においては「75万円の青色申告特別控除」の適用は受けられません。

Ⅱ【電子取引関係】

追１　Peppolインボイスや銀行取引明細等以外の電子取引データは、重加算税の加重措置の適用除外の対象になりますか。

【回答】

国税庁長官が定める基準に適合するシステム（特定電子計算機処理システム【問76、問77、問78】参照）を使用して、規則第４条の原則的な電子取引データ保存及び規則第５条第５項各号の要件を満たして保存されている電子取引データについては、Peppolインボイスや銀行取引明細等以外の電子取引データであっても、重加算税の加重措置の適用除外の対象となります。

特定電子計算機処理システムを使用していても、規則第４条の原則的な電子取引データ保存及び規則第５条第５項各号の要件を満たして保存されていない電子取引データについては、重加算税の加重措置の適用除外の対象となりません。

追２　Peppolインボイスの受領・発行を行う機会がなかったとき、「75万円の青色申告特別控除」の適用を受けることはできますか。

【回答】

規則第５条第５項各号の要件を満たして保存できる全ての電子取引データについて、規則第５条第５項各号の要件を満たして保存している場合に限り、75万円の青色申告特別控除」の適用を受けることができます。

【解説】

相手方がPeppolインボイスの受領に対応していないため発行することができない、相手方からPeppolインボイスの発行がされなかったため受領する機会がなかった等、その課税期間において、Peppolインボイスの送受信が全くなかった場合であっても、Peppolインボイス以外の電子取引データで、規則第４条の原則的な電子取引データ保存及び規則第５条第５項各号の要件を満たして保存されているものについては、重加算税の加重措置の適用除外の対象となります（【問74】参照）。この重加算税の加重措置の適用除外の判断は、取引ごとに行います。

一方で、「75万円の青色申告特別控除」の適用に当たっては、取引ごとに判断しません。規則第５条第５項各号の要件を満たして保存できる全ての電子取引データについて、規則第５条第５項各号の要件を満たして保存している場合に限り、適用を受けることができます。

追３　インターネットバンキングとのＡＰＩ連携機能を備えた会計ソフトを利用する場合、「重加算税の加重措置の適用除外」及び「75万円の青色申告特別控除」を受けるには、どういった対応が必要ですか。

【回答】

インターネットバンキングなど金融機関に保存がされている取引決済データについて、特定電子計算機処理システムを使用してＡＰＩ連携等の方法を用いて自動的に取得・保存を行っている場合には、そのＡＰＩ連携等の機能で取得した金融機関に係る取引決済データが、規則第４条の原則的な電子取引データ保存及び規則第５条第５項各号の要件を満たして保存されていれば、重加算税の加重措置の適用除外を受けることができます。ＡＰＩ連携等で金融機関に係る取引決済データを自動的に取得・保存していない場合には、重加算税の加重措置の適用除外の対象となりません。

なお、「75万円の青色申告特別控除」は、規則第５条第５項各号の要件を満たして保存できる全ての電子取引データについて、規則第５条第５項各号の要件を満たして保存している場合に限り、適用を受けることができます。

追４　課税期間の中途に特定電子計算機処理システムを導入したとき、「75万円の青色申告特別控除」を受けることはできますか。

【回答】

課税期間の中途であっても、特定電子計算機処理システムを導入し、導入後に行う電子取引に係る電子取引データについて、規則第４条の原則的な電子取引データ保存及び規則第５条第５項各号の要件を満たして保存している場合には、「75万円の青色申告特別控除」の適用を受けることができます。ただし、課税期間の初日から電子帳簿保存の要件を満たして当該帳簿の備付け及び保存を行っている必要があります。

【解説】

「重加算税の加重措置の適用除外」については、電子取引データ単位で判断することとなるため、特定電子計算機処理システムを導入した時以降に保存がされる電子取引データについては、規則第４条の原則的な電子取引データ保存要件及び規則第５条第５項各号の要件を満たして保存が行われていれば、重加算税の加重措置の除外措置の対象となります（【問75】参照）。

「75万円の青色申告特別控除」についても同様の要件が課されていますが、加えて、租税特別措置法施行規則第９条の６第６項において、「その年における…帳簿書類につき、最初の記録段階から一貫して…、当該帳簿書類に係る電磁的記録の備付け及び保存…をしなければならない。」とされていることから、課税期間の初日から特定電子計算機処理システム導入までの間において書面で帳簿を作成していたなど、電子帳簿保存の要件を満たして当該帳簿の備付け及び保存が行われていない場合には、その課税期間においては「75万円の青色申告特別控除」の適用は受けられません。

【補足説明】

補１　一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問10、【スキャナ保存関係】問12、【電子取引関係】問20、問21

※　電子取引データの保存要件であるプリンタの備付けのうち、税務調査等があった時点においてプリンタを常設していない場合の取扱いについて、電子帳簿・電子書類、スキャン文書においても同様であることを示したもの。

【補足説明】

電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】問21では、電子取引データの保存要件であるプリンタの備付け（規則第３条第１項第２号）について、税務調査等があった時点においてプリンタを常設していない場合であっても、近隣の有料プリンタ等により税務職員の求めに応じて速やかに出力するなどの対応ができる場合には、備え付けているものと取り扱って差し支えないものとしています。

この取扱いは、国税関係帳簿書類を電磁的記録等により保存等をする場合（規則第２条第２項第２号）、国税関係書類をスキャナ保存する場合（規則第２条第６項第４号）に関しても同様です。

補２　一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問13、問20、【スキャナ保存関係】問20、【電子取引関係】問28

※　一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問13、問20、【スキャナ保存関係】問20、【電子取引関係】問28と取扱通達４－７の関係を整理したもの。

【補足説明】

取扱通達４－７注書きでは、保存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態（整然とした形式及び明瞭な状態で）で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱うこととしています。そのため、当該要件を満たせば、クラウドサービスを利用する場合や、サーバを海外に置いている場合であっても、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われることとしています（電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問13、【スキャナ保存関係】問20、【電子取引関係】問28参照）。

この考え方は、記帳代行業者等に委託している場合も同様です。国税関係帳簿に係る電磁的記録の保存場所については、各税法で定められているものであり、記帳代行業者の所在地を保存場所にすることは認められません（電子帳簿保存法一問一答【電子計算機を使用して作成する帳簿書類関係】問20）が、記帳代行業者等が利用するクラウドサービスやサーバに接続し、各税法に定められている保存場所において、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱うこととしています。この取扱いは、国税関係書類をスキャナ保存する場合や電子取引データの保存においても同様です。